

防整施第 5 7 5 8 号
3 1 . 3 . 2 7
一部改正 防整施第 1 4 9 2 7 号
令和 6 年 6 月 2 7 日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部総務部会計課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設計画課長
(公 印 省 略)

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等に関する契約の取扱いについて（通知）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 2 4 年法律第 6 8 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 9 号）が平成 2 4 年 8 月 2 2 日に公布され、消費税及び地方消費税の税率の改正の一部が平成 3 1 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行されることとされている。

これにより、施行日以後に国内において事業者が行う課税資産の譲渡等に、改正後の税率による消費税及び地方消費税（消費税と地方消費税とを合わせた税率は 1 0 パーセント）が課されることとされているところであるが、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に締結した工事の請負に係る契約等に基づき、施行日以後に当

該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合は、当該課税資産の譲渡等については改正前の税率（消費税の税率は6．3パーセント、地方消費税の税率は1．7パーセント）が適用されることとされたところである。

また、平成31年4月1日（以下「指定日」という。）以後に契約を締結する工事の請負に係る契約等であって、施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合は、改正後の税率による消費税及び地方消費税が課されることとされたところである。

については、建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28．3．31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。以下同じ。）に係る契約の適正な執行を図るため、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきを期するとともに、受注者等に対する周知にも留意されたい。

なお、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等に関する契約の取扱いについて（防経施第13300号。25．10．1）は施行日の前日をもって廃止する。

記

第1 建設工事等の契約の取扱いに関する基本的方針

施行日以後に契約を締結する建設工事等の取扱いに関する基本的方針は、次のとおりとする。

（1）予定価格の決定

予定価格は、消費税及び地方消費税分を考慮して適正に定めるものとする。

（2）入札等の方法

入札等に当たっては、次の方法によるものとする。

ア 入札公告、入札説明書又は指名通知書に「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」の文言を明記し、入札参加者にその旨を周知するものとする。

イ 入札に当たっては、入札書に入札参加者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載させるものとする。

ウ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条に規定する「予定価格を記載し、又は記録した書面」には、予定価格が記載された行の下に入札書に記載された金額と比較する価格を「入札書比較価格〇〇〇円」として記載するものとする。

エ 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額) とするものとする。

なお、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項の「価格」は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

（3）随意契約による場合には、（1）及び（2）に準じた方法によるものとする。

第2 経過的な建設工事等の契約の取扱いに関する方針

1 指定日以後に契約を締結し、施行日以後に引渡予定の建設工事等の取扱いは、次のとおりとする。

（1）予定価格の決定

第1の（1）によるものとする。

（2）入札等の方法

第1の（2）及び（3）によるものとする。

（3）前金払及び部分払の取扱い

施行日の前日までに請求を受けた前金払及び部分払には、消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増加分を含まないものとする。

（4）賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税及び地方消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づく契約に係る建設工事等で、指定日以後に契約を締結するものについては、第2の1と同様に取り扱うものとする。

3 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引渡予定の建設工事等で、指定日以後に行われる設計変更に伴い請負代金額又は業務委託料（以下「請負代金額等」という。）を増額する場合の当該増額分については、当該設計変更の時期に応じ、第1又は第2の1の規定に準じて取り扱うものとする。

4 指定日以後、施行日の前日までに契約を締結し、施行日の前日までに引渡予定の建設工事等で、遅延により引渡しが行われるもの等の取扱いは、次のとおりとする。なお、前金払及び部分払については、第2の1（3）の規定に準じて取り扱うものとする。

（1）消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増額分の負担

工期、履行期間又は委託期間（以下「工期等」という。）の延長が建設工事等の契約書に定める設計図書の変更、天災等であって受注者の責めに帰することができない事由によりなされる場合は、消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増額分（免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増額相当分）につき請

負代金額等を変更するものとする。

(2) 請負代金額等の変更額

受注者と協議するための請負代金額等の変更額の積算は、次によるものとする。

ア 受注者が課税事業者の場合は、消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増加額分は、請負代金額等から取引に係る消費税額及び地方消費税額を除いた金額に100分の2を乗じて得た額とする。

イ 受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増加額相当分は、施行日以後の仕入れ相当額から仕入れに係る消費税額及び地方消費税額を除いた金額に100分の2を乗じて得た額とする。

(3) 課税事業者と免税事業者の確認方法

受注者が課税事業者であるか又は免税事業者であるかの旨（予定を含む。）の確認は、受注者の届出書及びこれの説明資料によるものとする。

(4) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税及び地方消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

(5) 請負代金額等の変更の時期

請負代金額等の変更は、工期等を延長するときに行うものとする。

- 5 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引き渡される建設工事等で、受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増加額相当分につき請負代金額等を変更するものとする。

第3 経過的な建設工事等に係る建設工事請負契約書等の特別の規定

- 1 平成31年度国庫債務負担行為に基づく契約に係る建設工事等のうち施行日の前日までに契約を締結する建設工事等については、当初の契約締結時に、建設工事請負契約書、設計等技術業務委託契約書又は事業監理業務委託契約書の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。

(1) 建設工事請負契約書

附則

- 1 平成31年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第42条第1項の規定にかかわらず、第36条中「この契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「平成31年度末」と、「請負代金額の」とあるのは「平成31年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額が」とあるのは「平成31年度の出来高予定額が」と、「請負代金額を」とあるのは「平成31年度の出来高予定額を」と、「請負代金額以上」とあるのは「平成31年度の出来高予定額以上」と、「請負代金額未満」とあるのは「平成31年度の出来高予定額未満」と、第37条中「請負代金額

」とあるのは「平成３１年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- ２ 前項の場合において、平成３１年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第４２条第２項中「前項」及び「同項」とあるのは「附則第１項」として同項を適用する。
- ３ 第１項の場合において、平成３１年度に翌年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第４２条第３項中「第１項の場合」とあるのは「附則第１項の場合」と、「同項」とあるのは「附則第１項」と、「前払金相当分」とあるのは「前払金相当分（当該前払金相当分に１１０分の２を乗じて得た額を除く。））」として同項を適用する。
- ４ 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第４３条第２項第１項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成３１年度における請負代金相当額に１１０分の２を乗じて得た額を除く。））」として同項を適用する。
- ５ 第２６条第１項の規定による請求があった場合においては、同条第２項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成２４年法律第６８号）による改正後の消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成２４年法律第６９号）による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。））」として同項を適用する。

（２）設計等技術業務委託契約書

附則

- １ 平成３１年１０月１日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第４２条の３第１項の規定にかかわらず、第３８条中「この契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「平成３１年度末」と、「業務委託料の」とあるのは「平成３１年度の履行高予定額（当該履行高予定額に１１０分の２を乗じて得た額を除く。）の」と、「業務委託料が」とあるのは「平成３１年度の履行高予定額が」と、「業務委託料を」とあるのは「平成３１年度の履行高予定額を」と、「業務委託料以上」とあるのは「平成３１年度の履行高予定額以上」と、「業務委託料未満」とあるのは「平成３１年度の履行高予定額未満」と、第３９条中「業務委託料」とあるのは「平成３１年度の履行高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- ２ 前項の場合において、平成３１年度について前払金を支払わない旨が設

計図書に定められているときには、第42条の3第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「附則第1項」として同項を適用する。

- 3 第1項の場合において、平成31年度に翌年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第42条の3第3項中「第1項の場合」とあるのは「附則第1項の場合」と、「同項」とあるのは「附則第1項」と、「前払金相当分」とあるのは「前払金相当分（当該前払金相当分に110分の2を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 4 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第42条の4第2項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額（平成31年度における業務委託料相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。

（3）事業監理業務委託契約書

附則

- 1 平成31年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第28条第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額（施行日の前日までに行う第28条第4項の規定による部分払の請求にあつては、当該業務委託料相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 2 第28条第4項の規定により部分払金の支払があつた後、施行日の前日までに再度部分払の請求をする場合においては、同条第6項の規定にかかわらず、同条第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額（施行日の前日までに行う第28条第4項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第6項中「再度部分払」とあるのは「施行日の前日までに再度部分払」としてこれらの規定を適用する。

- 2 第2の1（平成31年度国庫債務負担行為に基づく契約に係るものを除く。）及び2の建設工事等については、当初の契約締結時に、建設工事請負契約書、設計等技術業務委託契約書又は事業監理業務委託契約書の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。

（1）建設工事請負契約書

附則

- 1 平成31年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第36条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。

- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第39条第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（施行日の前日までに行う第39条第5項の規定による部分払の請求にあっては、当該請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第6項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第39条第5項の規定により部分払金の支払があった後、施行日の前日までに再度部分払の請求をする場合においては、同条第7項の規定にかかわらず、同条第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額（施行日の前日までに行う第39条第5項の規定による部分払の請求にあっては、当該控除後の額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第6項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第7項中「再度部分払」とあるのは、「施行日の前日までに再度部分払」としてこれらの規定を適用する。
- 4 第26条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

（2）設計等技術業務委託契約書

附則

- 1 平成31年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第38条中「業務委託料の」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第41条第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額（施行日の前日までに行う第41条第4項の規定による部分払の請求にあっては、当該業務委託料相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第5項中「業務委託料」とあるのは「業務

委託料（当該業務委託料に 1 1 0 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。

- 3 第 4 1 条第 4 項の規定により部分払金の支払があった後、施行日の前日までに再度部分払の請求をする場合においては、同条第 6 項の規定にかかわらず、同条第 1 項及び第 5 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額（施行日の前日までに行う第 4 1 条第 4 項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に 1 1 0 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 5 項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に 1 1 0 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「再度部分払」とあるのは、「施行日の前日までに再度部分払」としてこれらの規定を適用する。

（3）事業監理業務委託契約書

第 3 の 1 （3）に同じ。

- 3 指定日以後、施行日の前日までに契約を締結し、施行日の前日までに引渡予定で、遅延により引渡しが行われる建設工事については、請負代金額の変更時に、工事請負契約書の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。

附則

第 2 6 条第 1 項の規定による請求があった場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 2 4 年法律第 6 8 号）による改正後の消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 9 号）による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

第 4 その他

第 1 から第 3 までの規定により難しい場合は、建設制度官と協議するものとする。

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官